

ヘリコプター災害対策活動計画

第1章 総 則

1 目的

この計画は、鳥取県地域防災計画【災害応急対策編（共通）】第7部 交通・輸送計画「第5章 ヘリコプターの活用」に定める活動体制について、鳥取県内に大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあり、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する必要が認められる場合において、これらのヘリコプターの効果的な活動及び運用ができる体制を確保するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この計画において、使用される用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 事務局とは、鳥取県航空運用調整会議（以下「運用調整会議」という。）の庶務を担当する鳥取県消防防災航空センターをいう。
- (2) 参画機関とは、運用調整会議に参画する機関をいう。
- (3) 大規模災害等とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象による多数の人的・物的被害が発生した災害又は大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他大規模な事故をいう。
- (4) 被災地市町村等とは、大規模災害等が発生した市町村及び消防局をいう。
- (5) 参画ヘリとは、参画機関が保有するヘリコプター及び当該参画機関への応援等機関が保有するヘリコプターで、参画機関が調整可能なヘリコプターをいう。

第2章 ヘリコプターの災害対策活動等

1 ヘリコプター活動

災害対策活動に参加するヘリコプターは、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合において、次のような活動を行う。

- (1) 情報収集活動
 - ア 被災直後の被害状況の把握と伝達
 - イ 地上部隊の活動支援のための情報提供
- (2) 救出・救助活動（捜索を含む）
- (3) 搬送活動
 - ア 救急患者等の搬送（転院搬送含む。）
 - イ 救援隊・医師等の人員搬送
 - ウ 被災地への救援物資の搬送（医薬品等を含む）
 - エ 応急復旧用資機材等の搬送
 - オ 孤立地区からの被災者の搬送

(4) 広報活動

- ア 避難勧告等の広報（避難誘導を含む）
- イ 民心安定のための広報

(5) その他の活動

- ア 火災等の空中消火
- イ その他ヘリコプターにより対応すべき活動

2 地上活動

参画機関は、ヘリコプター活動を支えるため、相互に連携して次のような地上支援活動を行う。

- (1) 場外離着陸場におけるヘリコプターの受入れ準備
- (2) ヘリコプター離着陸時の誘導
- (3) ヘリコプターの安全な活動のための情報提供
- (4) ヘリコプターの燃料補給
- (5) その他必要な活動

3 災害対策活動が可能なヘリコプター調査

- (1) 事務局は、初動時の体制の構築のため、参画機関が保有するヘリコプターのうち、災害対策活動が可能なヘリコプターの種類、装備、数量、耐空検査予定期間その他ヘリコプターの総合的な活動調整に必要な事項について、毎年度調査するものとする。（資料編 様式1）
- (2) 参画機関は、前号の調査があったときは、情報提供できる範囲内で、回答するものとする。
- (3) 事務局は、前号の調査結果を取りまとめ、それぞれの参画機関から事前に他の参画機関に情報提供することが可能である旨の回答を得た部分について、他の参画機関に情報提供するものとする。

第3章 初動時の情報収集体制

1 自主的な情報収集活動

参画機関は、自主的に災害情報を収集するときは、次の情報等を把握するよう努めるものとする。

情報把握項目	<ul style="list-style-type: none"> 1 ヘリコプターの飛行経路 2 沿岸部の飛行にあつては、津波の発生の有無及び被害の状況 3 被害が甚大な地域 4 道路、鉄道、河川、橋、港湾の状況
--------	--

2 自主的な情報収集活動に基づき収集した情報の提供要求

- (1) 事務局は、発生した災害が大規模災害等に該当するおそれがあると認めるときは、参画機関に対し、前項の情報を求めるものとする。
- (2) 参画機関は、前号の求めがあったときは、収集した情報で提供可能なものについて、提供するものとする。{資料編 様式2（参考様式）}

3 被害状況の取りまとめ及び情報提供

- (1) 事務局は、前項で報告された情報の取りまとめを行い、当該情報を参画機関及び鳥取県災害対策本部（以下、「県災対本部」という。）に提供するものとする。
- (2) 前号の情報提供に係る連絡体制は、別図のとおりとする。（資料編 図1）

第4章 ヘリコプターの運用調整

1 航空運用調整班への職員の派遣

(1) 職員の派遣要請

参画機関は、鳥取県災害対策本部長又は警戒本部長（以下、「県災対本部長等」という。）が航空運用調整班（以下、「運用調整班」という。）を設置したときは、その要請に基づき、自らの活動に支障を生じない範囲において、職員を派遣するものとする。

なお、県災対本部長等は、災害の規模、種類等により派遣要請先を限定することができる。

(2) 運用調整班の構成員等

参画機関が運用調整班の構成員として職員を派遣する場合は、原則として次のとおりとし、各区分機関で、どの参画機関から職員を派遣するかを定めておくものとする。ただし、各参画機関が必要に応じて連絡担当者として追加派遣することを妨げない。

区分機関	参画機関	人数
陸上自衛隊 第13旅団	司令部 第3部 航空班 第13飛行隊 第8普通科連隊	1名
航空自衛隊 美保基地	第3輸送航空隊 隊司令部 防衛部	1名
第八管区海上保安本部	警備救難部救難課 美保航空基地 境海上保安部	1名
鳥取県警察本部	地域課 警備第二課	1名
消防機関（代表消防本部）	鳥取県東部広域行政管理組合消防局	1名
鳥取県	公立豊岡病院ドクターヘリ 鳥取県ドクターヘリ 健康医療局医療政策課	1名
	消防防災課 消防防災航空センター	1名

(3) 派遣要請の通知

事務局は、県災対策本部長等から運用調整班の構成員の派遣要請があったときは、前号の規定に基づき、構成員を派遣する参画機関（以下「構成員派遣機関」という。）に対し、電話又は FAX 等により、その旨を通知するものとする。（資料編 様式 3）

なお、当該要請を行う場合、鳥取県災害対策本部長は、自衛隊及び海上保安庁に対し、災害派遣要請を行っておくものとする。

(4) 連絡体制

運用調整班設置に係る事務局及び参画機関の連絡体制は、情報提供に係る連絡体制を準用する。（資料編 図 1）

2 運用調整班への職員派遣の報告等

(1) 各構成員派遣機関は、前項（3）の通知を受けたときは、速やかに職員の派遣の可否について、事務局に対し電話又は FAX 等により回答するとともに、派遣可能と回答したときは、速やかに職員を派遣するものとする。（資料編 様式 4）

(2) 前号において、職員を派遣できない旨の回答をした構成員派遣機関が、職員の派遣が可能となったときは、前号の方法により事務局に連絡するとともに、速やかに職員を派遣するものとする。

(3) 事務局は、前 2 号の回答内容を速やかに県災対本部長等に報告するものとする。

3 運用調整班の責任者

運用調整班の責任者として班長を置き、鳥取県消防防災航空隊長（以下、「隊長」という。）を充てる。ただし、隊長に事故あるときは、あらかじめ隊長が指名した職員があたるものとする。

4 ヘリコプターの運用調整

(1) 運用調整班による運用調整に対する参画機関の基本的事項

ア 参画機関は、本項及び次項に定める調査事項及び報告事項について、速やかに回答又は報告するものとする。

イ 参画機関は、運用調整により決定し、要請された活動を速やかに実施するものとする。

(2) 運用調整班の業務

運用調整班は、ヘリコプターによる災害対策活動及び別に定めるヘリコプター安全運航確保計画の円滑な実施のため、必要な業務を行う。

ア 参画可能等調査

(ア) 運用調整班は、設置後速やかに、参画機関に対し、次の次項について調査するものとする。（資料編 様式 5）

a 運用調整班の調整による災害対策活動への参画の可否

b 参画ヘリの種類、装備、数量、その他ヘリコプターの総合的な活動調整に必要な事項

(イ) 参画機関は、前号の調査があったときは、情報提供できる範囲内で回答するものとする。

(ウ) 事務局は、前号の調査結果を取りまとめ、それぞれの参画機関から事前に他の参画機関に情

報提供することが可能である旨の回答を得た部分について、他の参画機関に情報提供するものとする。

(エ) 運用調整班は、必要に応じ、被災市町村に対し、ヘリコプターによる災害対策活動等の必要の有無を調査するものとする。

イ ヘリコプターによる災害対策活動の運用調整に関する事項

(ア) 参画ヘリの業務配置（市町村等への配備を含む。）

(イ) 参画ヘリの活動拠点、集結場所及び離着陸場適地の調整

(ウ) 参画ヘリの燃料補給体制の調整

(エ) 参画ヘリの活動に必要な地上活動の支援の調整

(オ) サイレントタイム実施の検討

(カ) その他ヘリコプター災害対策活動計画の実践等に必要な事項

ウ ヘリコプターの安全運航に関する事項

(ア) 安全運航確保のための場外離着陸場及び災害救援地区などの一定空域における航空交通情報の提供の検討並びにその周知要請

(イ) 一定空域での飛行の注意喚起及び航空機の飛行経路の分離等の検討並びにその周知要請

(ウ) 救援機以外の航空機への飛行自粛の検討並びにその周知要請

(エ) その他ヘリコプター安全運航確保計画の実践等に必要な事項

エ ヘリコプターの災害対策活動等に関連する情報収集及び提供

オ その他ヘリコプター等の効率的な運用及び安全の確保のため必要な事項に関すること

5 ヘリコプターの活動報告及び情報提供

各参画機関は、ヘリコプターの災害対策活動に関する情報の収集及び提供を円滑に実施し、情報の共有化を図るため、以下の事項について、運用調整班に報告するものとし、運用調整班はその結果を必要に応じて各参画機関に提供するものとする。

ただし、他の方法により情報の共有化を図ることができる場合は、この限りでない。

(1) 逐次報告（資料編 様式6）

参画ヘリの活動結果

(2) 日次報告

ア 当日の地上支援活動概要（資料編 様式7）

イ 当日の参画ヘリの活動結果（資料編 様式7-1）

ウ 翌日の参画ヘリの活動予定（資料編 様式7-2）

6 運用調整の終了

(1) 運用調整の終了の具申

運用調整班の班長は、災害の推移等により、ヘリコプターの災害対策活動及び安全運航確保活動の調整を要しないと認めたときは、県災対本部長等に運用調整班による調整の終了及び運用調整班の解散を具申するものとする。

(2) 運用調整班の解散

運用調整班の班長は、県災対本部長等から運用調整班の解散の指示があったときは、運用調整班の構成員に伝達するとともに、参画機関に電話又は FAX 等により連絡するものとする。(資料編 様式 8)

第 5 章 その他

1 要請時における確認事項

ヘリコプターによる災害対策活動の要請を受ける場合、飛行日時、目的及び内容等を災害関係ヘリコプター運航依頼票により確認する。(資料編 様式 9)

2 ヘリコプターの離着陸の場所

ヘリコプターの離着陸の場所は、原則として別表の場所を使用する。(資料編 表 1) ただし、ヘリコプターによる災害対策活動を実施する参画機関が当該ヘリコプターの離着陸及びその周辺の安全が確保されていると認めた場合は、当該場所以外の場所を使用することができる。

3 通信連絡体制等

通信連絡体制は、原則として次により行うものとする。

(1) 県災対本部、運用調整班及び関係機関間

消防防災無線、地域衛星通信ネットワークその他の無線、携帯電話又は有線回線による。

(2) 航空機局相互間及び航空機局と航空局間

航空機局相互間通信 (122.6Mhz)、飛行援助通信 (123.45Mhz)、鳥取県消防防災航空隊運航管理用通信 (131.975Mhz) の航空無線による。

4 災害対策活動計画フロー図

災害対策活動計画における事務フロー図は、別表のとおりとする。(資料編 図 2)

5 計画の準用

鳥取県消防防災航空センター所長は、鳥取県災害対策本部の設置に至らない災害が発生した場合であっても、参画機関が保有するヘリコプターが鳥取県内で災害対策活動に従事する可能性がある場合には、鳥取県危機管理局長と協議の上、この計画を準用して運用調整班を設置することができる。

附 則

この計画は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

この計画は、平成 26 年 3 月 17 日から施行する。

この計画は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。